

芸西村教育施設集約化事業建築基本設計委託業務 特記仕様書（案）

I 業務概要

1. 業務名称 芸西村教育施設集約化事業建築基本設計委託業務

2. 業務の目的・概要

芸西村では、芸西保育所と芸西幼稚園を統合して認定こども園とし、芸西中学校を移転して芸西小学校とともに複合施設とすることにより、同一敷地に教育施設の集約化を行う。さらに地域の方々との交流の場を充実させ、こども園、小学校、中学校、保護者、地域一体となった「オール芸西」で子どもたちを育む環境を整備することを目指している。

令和6年度には基本計画案がまとめられ、令和7年度にはこの基本計画案について、教育関係者や保護者、地域住民との意見交換を行い、設計条件を取りまとめた。

本業務はそれらを受けて、芸西村教育施設集約化事業の建築基本設計を行うものである。

3. 履行期間

契約締結の翌日から令和9年12月24日までとする。

4. 計画施設概要

- (1) 施設名称 芸西小学校、芸西中学校、(仮称)芸西こども園
- (2) 施設の場所 安芸郡芸西村和食甲1188番地ほか
- (3) 施設用途 教育施設（令和6年国土交通省告示第8号 別添第二第七号第1類）

5. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 約24,660㎡
- b. 用途地域等 都市計画区域外、用途指定なし
- c. インフラ条件 公共下水道あり（本管径200mm）
公共上水道あり（HIVP管径75mm）
電気施設（四国電力、通信NTT、LAN）

(2) 施設の条件

- a. 施設の延べ面積 概ね9,900㎡以下（※プール面積を含む）
- b. 主要構造・階数 主な建物はRC造とし3階建てまで※一部S造や木造は可能
- c. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年制定）による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- 1) 構造体 II類
- 2) 建築非構造部材 A類
- 3) 建築設備 乙類

(3) 建設の条件

- a. 予定建築工事費 約 5,900,000,000円 (税込)
(設備工事・外構工事・解体撤去工事費含む。)
- b. 建築工事予定工期 令和11年度工事着手 令和13年度内完成予定

(4) その他の与条件

a. 設計と条件

設計と条件については次の資料による。

- ・令和6年度 芸西村教育施設集約化基本計画委託業務報告書（うち、設計と条件並びに解体予定建物アスベスト簡易調査を参照対象とする）
- ・令和7年度 芸西村教育施設集約化設計条件検討支援委託業務報告書（中間報告）
- ・令和6年度 芸西村教育施設集約化測量基本設計業務委託報告書（基本構想時の造成設計検討成果であり、設計と条件を参照対象とする）
- ・解体建物配置図・平面図
- ・令和7年度基本計画案配置修正図
- ・その他の参考資料

b. 設計上の留意事項

- ・工事の各段階において、小学校及び幼稚園を利用する児童、園児、保護者、職員その他関係者の安全が確保できるよう、工事計画の検討をすること。
- ・工事期間中、敷地内の現有施設の利用環境、給食共同調理場の運営に支障が無いよう、動線計画や工事影響（危険・騒音・振動等）の低減化の検討を行うこと。
- ・小学校と中学校の施設の共用について検討するとともに、小学校と中学校の適正なゾーニング・動線計画について検討すること。
- ・自然災害への対策や災害発生時の対応について十分に検討すること。
- ・省エネルギー及び環境負荷低減の方策について検討すること。
- ・建設事業費及び施設維持管理費の縮減に努めること。

c. 実施設計業務の委託について

実施設計は原則本業務（基本設計）の委託契約の相手方と随意契約により契約することとするが、業務遂行のため必要な事項について協議の上、一定の条件を付すことがある。

なお、当該受注者が実施設計に適さないと村が判断した場合は、別途受注者を選定することがある。

d. 建築にかかる地盤調査について

地盤調査は、建築物の位置を決定後に本契約の設計変更により実施予定である。

II 業務仕様（共通）

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（国土交通省大臣官房営繕部監修）による。

1. 管理技術者等の資格要件

(1) 管理技術者の資格要件

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号 以下同じ）による一級建築士

(2) 各担当技術者の資格要件

担当分野の業務を分担する担当技術者のうち 1 名以上は、下記で特記した資格要件を有する者とする。なお、管理技術者は担当技術者を兼ねることができないものとし、加えて、建築、電気設備、機械設備の各担当者の兼任は不可とする。

- a. 建築意匠担当 建築士法による一級建築士
- b. 建築構造担当 建築士法による一級建築士又は構造一級建築士
- c. 電気設備担当 建築士法による設備設計一級建築士又は建築設備士
- d. 機械設備担当 建築士法による設備設計一級建築士又は建築設備士

2. プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、企画提案書により提案された履行体制において当該業務を履行すること。

3. 設計業務の範囲

(1) 標準業務 令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添一による

a. 設計条件等の整理	・ 条件整理
	・ 設計条件の変更等の場合の協議
b. 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	・ 法令上の諸条件の調査
	・ 建築確認申請に係る関係機関との打合せ
c. 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	
d. 基本設計方針の策定	・ 総合検討
	・ 基本設計方針の策定及び建築主への説明
e. 基本設計図書の作成	
f. 概算工事費の検討	
g. 基本設計内容の建築主への説明等	

- ① 建築（意匠）基本設計
- ② 建築（構造）基本設計
- ③ 電気設備基本設計
- ④ 機械設備基本設計
- ⑤ 屋外グラウンド外構等基本設計

(2) 追加業務

- a. 完成予想図作成
 - ・外観カラー A3版 2面 5部 電子データ共
 - ・内観カラー A3版 6面 5部 電子データ共
- b. 日影図の作成
- c. 完成予想模型作成（縮尺 1/200 程度）
- d. 工事の各段階における安全確保計画の作成
- e. 概略工事工程表の作成
- f. ライフサイクルコストの検討（省エネルギー検討及び環境負荷低減の検討）
- g. 検討委員会（3回程度）及び住民説明会（2回程度）並びに議員説明会（2回程度）の技術支援
- h. 土木設計との調整・協力
- i. 開発許可申請への協力
- j. 概算工事費の積算業務
- k. 建築ポーリング調査（本契約の設計変更により実施予定）

4. 業務の実施

（1）一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- b. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた設計図書及び適用基準等によって行う。
- c. 提出された成果物（電子データを含む）については、当該施設に係る実施設計の受注者に貸与し、実施設計業務に使用することがある。
- d. 現場並びに周囲の状況を十分調査し、施工計画や将来的な問題がないような基本設計に配慮すること。
- e. 関係法令を遵守し、関係官公庁及び各事業者等と十分打ち合わせを行い、その内容を調査職員に報告し、必要な協議を行うこと。
- f. 個人情報の保護について
受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（2）打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、相互に確認する。

- a. 業務着手時
- b. 配置計画、平面計画、仕上げ表等の設計主要部分の立案時
- c. 条件整理、方針決定、比較検討、協議等調査職員が関係者との調整を必要と認めた時
- d. 設計定例会議、関係機関との打ち合わせ時

（3）適用基準等

- a. 建築
建築工事設計図書作成基準

建築設計基準
建築構造設計基準
建築工事標準詳細図
構内舗装・排水設計基準
官庁施設の環境保全性基準
敷地調査共通仕様書
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
木造建築工事標準仕様書
建築物解体工事共通仕様書
木造計画・設計基準
高知県ひとにやさしいまちづくり条例

b. 建築積算

公共建築工事積算基準
公共建築工事標準単価積算基準
公共建築数量積算基準
公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）

c. 設備

建築設備計画基準 同要領
建築設備設計基準
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
電気設備工事監理指針
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
機械設備工事監理指針
高知県ひとにやさしいまちづくり条例
建築設備設計計算書作成の手引
建築設備耐震設計・施工指針
排水再利用・雨水利用システム計画基準
官庁施設の環境保全に関する基準

d. 設備積算

公共建築工事積算基準
公共建築工事標準単価積算基準
公共建築数量積算基準
公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）

（注）受注者は適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等を採用する場合は、あらかじめ調査職員と協議し、技術資料や費用効果等を示して承諾を得なければならない。

この場合、特殊な工法等を採用する理由並びに価格及びライフサイクルコストの比較その他調

査職員の指示による資料を提出すること。なお、特殊な工法等の製造者等は原則として3者以上であること。また、構造計算等が製造者等ごとにそれぞれ必要となる場合は、原則として3者以上について設計図を作成し構造計算を行うこと。

(4) 業務計画書

受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を調査職員に提出すること。業務計画書には、次の事項を記載する。

- a. 業務一般事項
- b. 業務工程計画
- c. 業務実施体制
- d. 業務実施方針
- e. 打合せ計画

5. 成果物

(1) 一般業務

令和6年国土交通省告示第8号別添一による。

設計の種類	成果図書	備考
a. 総合（意匠）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画説明書 ・設計条件の整理と計画方針 ・仕様概要書 ・仕上概要書 ・面積表及び求積図 ・敷地案内図 ・配置図 ・平面図（各階） ・断面図 ・立面図 ・工事費概算書 	設計主旨を含む 事業計画の検討 各棟2面以上 各棟4面
b. 構造	<ul style="list-style-type: none"> ・構造計画説明書 ・構造設計概要書 ・工事費概算書 	設計主旨を含む
c. 電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・電気設備計画説明書 ・電気設備設計・仕様概要書 ・工事費概算書 ・各種技術資料 	設計主旨を含む 昇降機設備を含む 電波障害対策 防災系アンテナ設置の検討
d. 機械設備	<ul style="list-style-type: none"> ・空気調和設備計画、給排水衛生設備計画説明書 ・空気調和設備計画概要書 ・給排水衛生設備計画概要書 ・設備設計・仕様概要書 ・工事費概算書 ・各種技術資料 	設計主旨を含む

(2) 追加業務

設計の種類	成果図書	備考
a. 完成予想図	・外観 ・内観	A3版 2面 A3版 6面
b. 日影図	・時刻日影図 ・等時間日影図	近隣の田畑へ影響を確認する
c. 完成予想模型	・カラー模型	1/200程度
d. 安全確保計画	・仮設計画図	工事の各段階を作成する
e. 工事工程表	・概略工事工程表	
f. 省エネルギー関係	・省エネルギー計画書 ・ライフサイクルコスト 検討書	
g. 検討委員会、住民説明会、 議員説明会の技術支援	・説明資料、説明用図等 ・打合せ記録	委員会3回、住民説明会、議 員説明会各2回を想定
h. 土木設計との調整・協力	・協議調整資料、記録簿	
i. 開発許可申請への 協力	・協議調整の資料、記録 簿	
j. 建築ボーリング調査	・箇所数及び深さ未定	本契約の設計変更により実施 予定

6. 提出部数等

設計図書	部数	摘要
a. 基本設計書	3	A3判横使い左綴じ、表紙、裏 表紙、背表紙を付け製本 電子データ共
b. 基本設計 要約版	3	A3判2つ折り製本 電子データ共
c. 基本設計書 (A4版)	3	A3判2つ折り製本
d. 基本設計書 要約版 (A4版)	3	A3判2つ折り製本
e. 打合せ議事録	2	A4判
f. 完成予想図	一式	外観・内観
g. 模型	一式	
h. 各種技術資料	一式	電子データ共

※基本設計書（要約版含む）および完成予想図の電子データはPDF形式を基本とする。

※計画説明に使用するため、必要に応じて委託期間中に電子データ等提出を求める場合がある。

7. 提出場所

- ・提出場所は芸西村教育委員会事務局とする。

8. その他

(1) 吊り天井の脱落対策について

特定天井（建築基準法施行令第39条第3項の特定天井をいう。以下同じ。）に該当する天井に加え、屋内運動場等の大規模空間の主室（倉庫や廊下等は含まない）については、高さが6mを超える天井、又は、水平投影面積が200㎡を超える天井についても、特定天井の構造基準に準拠して脱落対策を行うこと。

(2) 建築士法第22条の3の3に定める記載事項の届出

本業務の落札者は、建築士法第22条の3の3に定める記載事項を、別添の「建築士法第22条の3の3による記載事項（変更）届出書」により契約時に発注者へ届け出ること。変更が生じた場合についても同様とする。（※ 延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る業務又は増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えに係る業務で当該部分の面積が300㎡を超える業務が適用対象。）

(3) 調査職員との連絡を密にし、打ち合わせを行った後に作業に取りかかること。

(4) 受注者は、委託業務により知り得た事項について、秘密を守り他に漏らさないこと。

【別記】

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段を講じなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注1 「甲」は発注者である芸西村（実施機関）を、「乙」は受注者を指す。

2 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。